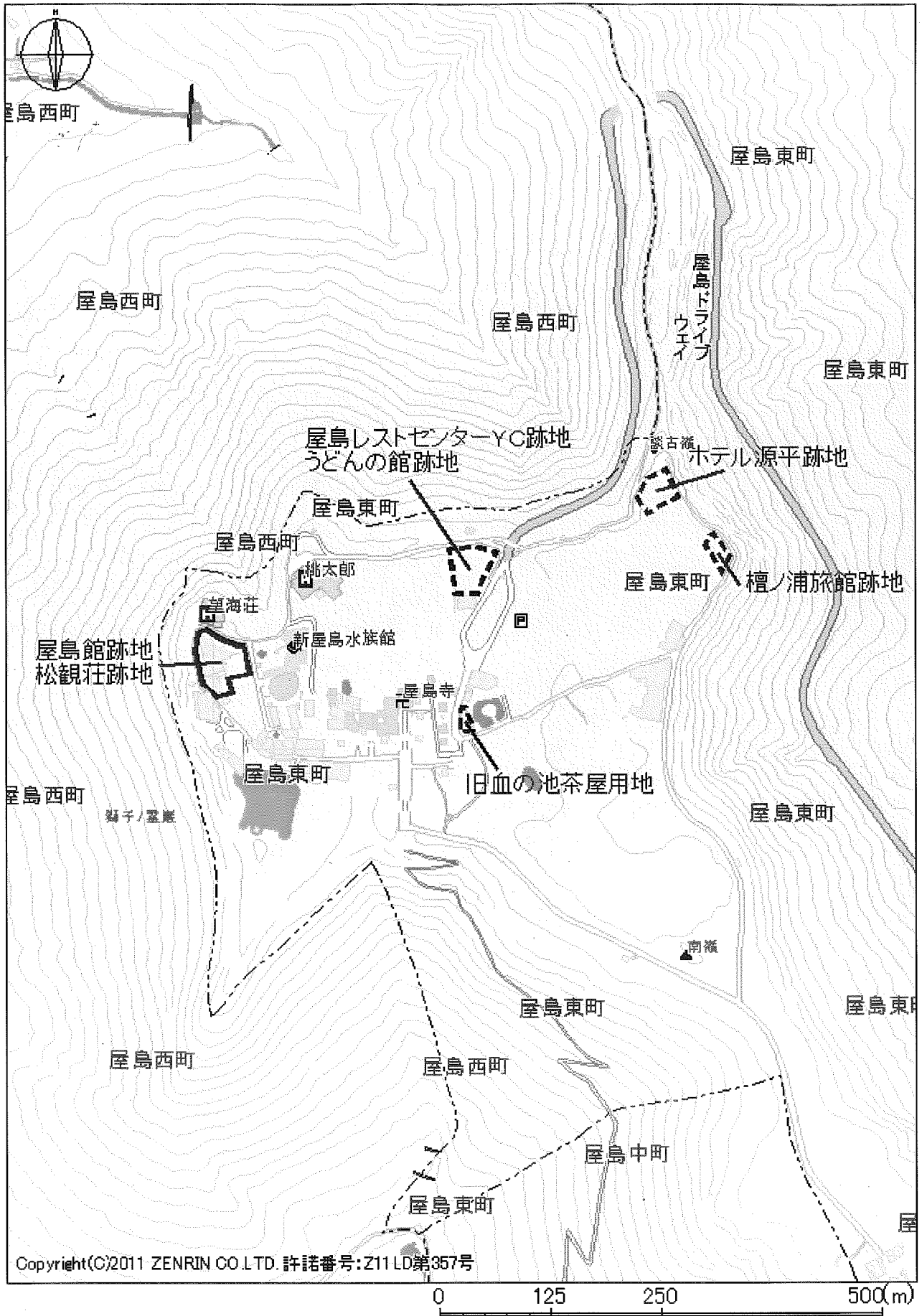


別紙(1) 位置図



別紙（２） 整備上の制約

関係法令等	区分	項目	内容
文化財保護法 (史跡天然記念物 「屋島」の保存管 理計画)	山上地区	地形変更	・認められない。
		建築物・ 工作物	・文化庁長官の許可が必要である。 ・新築は、原則として認めないこと。 ・景観保護のため、適切な植栽等に努めること。 ・色彩および形態が、周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。
	埋蔵文化財包 蔵地外	埋蔵文化 財	・包蔵地に指定されていないため、届出および調 査義務は無いが、屋嶋城跡、屋島寺などに関連す る重要遺構が存在することも想定され、工事途中 に発見される可能性がある。
自然公園法 (瀬戸内海国立公 園(香川県地域) 管理計画)	瀬戸内海国立 公園(第2種 特別地域)	建築物	・環境大臣の許可が必要である。 ・周辺の自然景観および人文景観を損なわないこ と。 ・主要展望地および海上の観光船、フェリー等の 航路からの眺望の対象に著しい支障を与えないよ う留意すること。 ・奇抜な意匠は避け、落ち着いた外観意匠とする こと。(屋根の形態、屋根の色彩、外壁の色彩 等) ・高さは、13m以下とすること。 ・建築面積は、2,000㎡以下とすること。 ・敷地面積が1,000㎡以上の場合、建ぺい率 20%、容積率40%以下とすること。(建築面 積によって段階的に設定)
都市計画法	特定用途制限 地域(一般環 境保全型)	土地利用	・建ぺい率50%、容積率80%以下とすること。
		建築物	・高さについて、10mの制限があること。
建築基準法	—	建築物	・高松市特定用途制限地域内における建築物等の 制限に関する条例において、建築物の用途制限が 定められている。
		敷地と道 路との関 係	・建築物の敷地は、建築基準法の定める道路に 2m以上接していなければならない。なお、現道 は、建築基準法の道路に該当していない。
景観法 (高松市景観計 画)	山地・丘陵地 景観ゾーン 瀬戸内海景観 ゾーン	建築物	・高さが10mを超え、または延べ面積が 1,000㎡を超える建築行為は、事前協議、届 出等が必要となり、基準に適合していない行為に ついては、勧告・変更命令等の措置が講ぜられ る。 ・色彩は、マンセル表色系を使用した数値基準に 基づき、周辺景観と調和を図らなければならない。

別紙（３） 想定される施設内容

取り入れるべき機能としての要素	施設の内容
ア 屋島の文化財や自然環境などの特性や価値が学べる	歴史・文化財学習展示コーナー
	自然環境学習展示コーナー (国立公園関係含む)
イ 屋島山上および牟礼・庵治地区を含む屋島地域、さらには本市における文化観光情報が得られる	観光インフォメーションコーナー (特産品展示含む)
ウ 施設の内外で、誰もが気軽にくつろぎ、瀬戸内海や市街地の景観を楽しむことができる	屋内景観展望スペース
	屋外景観展望デッキ
	飲料水等自動販売機コーナー
エ 研修や交流イベント開催などの多目的利用ができる	多目的ホール
オ 野外活動の拠点ともなり得る	エントランスホール
	屋外多目的広場
カ 施設内で施設運営や維持管理業務の従事が可能である	スタッフルーム
	器材収納庫

※上記のほか男女別トイレ、授乳室、給水所等公共施設に具備すべき機能が必要